

滋体協局第 226号
平成24年5月15日

県内 旅行代理店 各位

公益財団法人滋賀県体育協会
会長 河本 英典

「第17回日韓青少年夏季スポーツ交流事業(受入)」の受託旅行代理店選定にかかるプロポーザルの実施について

平素は、当協会事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、平成25年度において標記交流事業を実施するにあたり、業務を委託する旅行代理店の選定を行うこととなりましたのでお知らせします。

委託業務およびプロポーザルの詳細等は、当協会ホームページに掲載しておりますので、ご参照のうえ、参加を希望されます場合は、実施要項に従い期日までに参加表明書をお送りください。

なお、このプロポーザルに係る参加資格を以下のとおりとしておりますので、ご確認をお願いします。

1 公益財団法人滋賀県体育協会ホームページ

<http://www.bsn.or.jp/>

2 プロポーザル参加資格

(1) 滋賀県競争入札参加資格者名簿に登録されている者（新たに登録資格を得ようとする者は、プロポーザル参加申請書提出期限までに済ませておくこと）であり、日本国内の旅行代理店のうち、滋賀県内に営業所等を置く者であること。

また、国際交流事業を受けた実績のある者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申し立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申し立てをされた者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更正手続開始の申し立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更正手続開始の申し立てをされた者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

エ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

オ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

カ 役員等（プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もし

- くは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
- キ プロポーザルに参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
- ク 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

《 問い合わせ先 》

〒520-0037 大津市御陵町4-1

公益財団法人滋賀県体育協会 担当：辰巳・名倉

TEL：077-521-8001

FAX：077-521-8484